

監事監査報告書

令和7年5月29日

学校法人 富澤学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 富澤学園

監事 玉上 晃

監事 阿部 恵二

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人富澤学園寄附行為第 7 条第 3 項第 4 号に基づき、学校法人富澤学園の令和 6 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し理事等から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人富澤学園の業務に関する決定及び執行状況並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上